

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 11月30日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための追加措置として、段階的規制緩和計画の変更を発表しました。その概要は以下のとおりです。

●第4段階（再開初期）へ移行（12月3日（木）午前5時より）

首都圏州パードレ・ウルタド区

●第2段階（移行期）へ移行（12月3日（木）午前5時より）

ロス・リオス州ラ・ウニオン市

●第2段階（移行期）へ後退（12月3日（木）午前5時より）

ビオビオ州フロリダ市、ネグレテ市

●第1段階（義務的自宅待機）へ後退（12月3日（木）午前5時より）

ビオビオ州クラニラウエ市

アラウカニア州クラレウエ市

2 11月30日時点で、チリ国内では551,743名（死亡者15,410名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html